

町田市指導監査基準（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）

○根拠法令

「法」＝介護保険法（平成9年11月7日法律第123号）

「市条例」＝町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月26日町田市条例第53号）

「解釈通知」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月3日 老計発第0331004号 老振発第0331004号 老老発第0331017号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

「報酬告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号 老振発第0331005号 老老発第0331018号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評価 区分
第1 基本方針	1 基本方針 指定地域密着型サービスに該当する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとなっているか。	法第78条の3第1項 市条例第4条 解釈通知第3の1の1(1)	C
第2 人員に関する基準	1 従業者の員数 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職種及び員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところになっているか。 ① オペレーター（随時対応サービスとして、利用者又はその家族等からの通報に対応する定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者をいう。以下この章において同じ。） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて1以上確保されるために必要な数以上 ② 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ③ 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上	法第78条の4第2項 市条例第6条第1項 解釈通知第3の1の2(1) ①から④	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	④ 訪問看護サービスを行う看護師等 次に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ次に定める員数 ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この章においてこれらを「看護職員」という。） 常勤換算方法で2.5以上 イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の実情に応じた適当数 (2) オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者（以下この章においてこれらを「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定める者にあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。 (3) オペレーターのうち1人以上は、常勤の看護師、介護福祉士等であるか。 (4) オペレーターは、専らその職務に従事する者となっているか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（市条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。 (5) 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、(4)本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。 ① 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。） ② 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。） ③ 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。） ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（市条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。） ⑤ 指定認知症対応型共同生活介護事業所（市条例第110条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。）	市条例第6条第2項 解釈通知第3の1の2(1)①イ 及びロ 市条例第6条第3項 解釈通知第3の1の2(1)①ニ 市条例第6条第4項 解釈通知第3の1の2(1)①ハ 市条例第6条第5項 解釈通知第3の1の2(1)①へ	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	⑥ 指定地域密着型特定施設（市条例第 129 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。） ⑦ 指定地域密着型介護老人福祉施設（市条例第 150 条第 1 項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。） ⑧ 指定小規模多機能型居宅介護事業所（市条例第 191 条第 1 項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。） ⑨ 指定介護老人福祉施設 ⑩ 介護老人保健施設 ⑪ 介護医療院 （6）随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。 （7）当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、（4）本文及び（5）の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。 （8）（7）の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、（1）の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 （9）看護職員のうち1人以上は、常勤の保健師又は看護師（市条例第 25 条第 1 項及び第 26 条において「常勤看護師等」という。）であるか。 （10）看護職員のうち1人以上は、提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保された者であるか。 （11）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する市条例第 26 条第 1 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下「計画作成責任者」という。）としているか。 （12）指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体	市条例第 6 条第 6 項 解釈通知第 3 の 1 の 2(1)③ 市条例第 6 条第 7 項 解釈通知第 3 の 1 の 2(1)①ホ 市条例第 6 条第 8 項 解釈通知第 3 の 1 の 2(1)①ホ 市条例第 6 条第 9 項 解釈通知第 3 の 1 の 2(1)④へ 市条例第 6 条第 10 項 解釈通知第 3 の 1 の 2(1)④ト 市条例第 6 条第 11 項 解釈通知第 3 の 1 の 2(1)⑤ 市条例第 6 条第 12 項	C C C C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第3 設備に関する基準	的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに市条例第191条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)4に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
	2 管理者 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	市条例第7条 解釈通知第3の1の2(2)	C
	1 設備及び備品等 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けられるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。ただし、①に掲げる機器等については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。 ① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 ② 随時適切に利用者からの通報を受けられることができる通信機器等 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。ただし、利用者が適切にオペレーターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（市条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（市条例第45条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営さ	市条例第8条第1項 解釈通知第3の1の3(1)～(3)	C
		市条例第8条第2項 解釈通知第3の1の3(4)及び(5)	C
		市条例第8条第3項 解釈通知第3の1の3(6)及び(7)	C
		市条例第8条第4項 解釈通知第3の1の3(8)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
第4 運営に関する基準	れている場合にあっては、第49条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(3)までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。		
	1 内容及び手続の説明及び同意 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、市条例第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、(1)に規定する文書の交付に代えて、(4)に規定するところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)に規定する文書を交付したものとみなす。 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに(1)前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	市条例第9条第1項 解釈通知第3の1の4(2) 市条例第9条第2項	C
	(3) (2)の各号に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものとなっているか。	市条例第9条第3項	C
	(4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。	市条例第9条第4項	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	① (2)の各号に掲げる方法のうち指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式 (5)(4)に規定する承諾を得た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(4)に規定する承諾をした場合は、この限りでない。 2 提供拒否の禁止 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、正当な理由なく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を拒んではないか。 3 サービス提供困難時の対応 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 4 受給資格等の確認 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格及び要介護認定の有無並びに要介護認定の有効期間を確認しているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するように努めているか。 5 要介護認定の申請に係る援助 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行	市条例第9条第5項 市条例第10条 解釈通知第3の1の4(3) 市条例第11条 解釈通知第3の1の4(4) 市条例第12条第1項 解釈通知第3の1の4(5)① 市条例第12条第2項 解釈通知第3の1の4(5)② 市条例第13条第1項 解釈通知第3の1の4(6)①	C C C C B C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。 6 心身の状況等の把握 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年 3 月町田市条例第 6 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第 16 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 7 居宅サービス事業者等との連携 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、	市条例第 13 条第 2 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(6)② 市条例第 14 条 市条例第 15 条第 1 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(7) 市条例第 15 条第 2 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(7) 市条例第 16 条 解釈通知第 3 の 1 の 4(8)	C B B B B 又は C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいい、法施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。 10 居宅サービス計画等の変更の援助 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。 11 身分を証する書類の携行 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 12 サービスの提供の記録 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供日及び内容、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。 13 利用料等の受領	市条例第17条 解釈通知第3の1の4(9) 市条例第18条 解釈通知第3の1の4(10) 市条例第19条 解釈通知第3の1の4(11) 市条例第20条第1項 解釈通知第3の1の4(12)① 市条例第20条第2項 解釈通知第3の1の4(12)②	C B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)及び(2)の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合は、これに要した交通費の額以外の支払を利用者から受けていないか。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 (5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料当の費用を徴収していないか。	市条例第21条第1項 解釈通知第3の1の4(13)① 市条例第21条第2項 解釈通知第3の1の4(13)② 市条例第21条第3項 解釈通知第3の1の4(13)③ 市条例第21条第4項 解釈通知第3の1の4(13)④ 解釈通知第3の1の4(13)⑤	C C C C C
	14 保険給付の請求のための証明書の交付 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	市条例第22条 解釈通知第3の1の4(14)	B又はC
	15 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとし、利用者が安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。	市条例第23条第1項 解釈通知第3の1の4(15)	B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、これらの評価結果を公表し、常にその改善を図っているか。 16 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところになっているか。 ① 定期巡回サービスの提供に当たっては、市条例第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行うこと。 ② 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは、計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ③ 随時訪問サービスの提供に当たっては、市条例第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行うこと。 ④ 訪問看護サービスの提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び市条例第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。 ⑤ 訪問看護サービスの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導等を行っているか。 ⑥ 特殊な看護等については、これを行わないこと。 ⑦ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ⑧ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。 ⑨ 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑩ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、介護技術及び医学の進歩に対応し、適切な介護技術及び看護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ⑪ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり利用者から鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付すること。 17 主治の医師との関係	市条例第23条第2項 解釈通知第3の1の4(15) 市条例第24条 解釈通知第3の1の4(15)②から⑦	B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の常勤看護師等は、主治の医師の指示に基づき適切な訪問看護サービスが行われるよう必要な管理をしているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、訪問看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に市条例第26条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図っているか。 (4) 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあつては、(3)及び(4)の規定にかかわらず、(2)の主治の医師の文書による指示並びに(3)の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び市条例第26条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。	市条例第25条第1項 解釈通知第3の1の4(16)①及び④ 市条例第25条第2項 解釈通知第3の1の4(16)② 市条例第25条第3項 解釈通知第3の1の4(16)③ 市条例第25条第4項 解釈通知第3の1の4(16)⑤	C C C C
	18 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成 (1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。 (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 (3) (2)の規定にかかわらず、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、既に作成されている居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。この場合において、計画作成責任者は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を、当該利用者を担当する介護支援専門員に提出しているか。 (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント（利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。）の結果を踏まえ、作成しているか。	市条例第26条第1項 解釈通知第3の1の4(17)① 市条例第26条第2項 解釈通知第3の1の4(17)② 市条例第26条第3項 解釈通知第3の1の4(17)② 市条例第26条第4項 解釈通知第3の1の4(17)③	B又はC B又はC B又はC B又はC

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(5) 訪問看護サービスの利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画については、(1)に規定する事項に加え、当該利用者の希望、心身の状況、主治の医師の指示等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載しているか。 (6) 計画作成責任者が常勤看護師等でない場合には、常勤看護師等は、(5)の規定による記載に際し、必要な指導及び管理を行うとともに、(7)の規定による利用者又はその家族に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の説明を行う際には、計画作成責任者に対し、必要な協力を行っているか。 (7) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 (8) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した際には、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を利用者に交付しているか。 (9) 計画作成責任者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成後、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行っているか。 (10) (1) から (8) までの規定は、(9) に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。 (11) 訪問看護サービスを行う看護師等（准看護師を除く。）は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。 (12) 常勤看護師等は、訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行っているか。 (13) 市条例第25条第4項の規定は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び訪問看護報告書の作成について準用する。 19 同居家族に対するサービス提供の禁止 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）の提供をさせていないか。 20 利用者に関する市への通知	市条例第26条第5項 解釈通知第3の1の4(17)①及び④ 市条例第26条第6項 解釈通知第3の1の4(17)④ 市条例第26条第7項 解釈通知第3の1の4(17)⑤ 市条例第26条第8項 解釈通知第3の1の4(17)⑥及び⑦ 市条例第26条第9項 解釈通知第3の1の4(17)⑧ 市条例第26条第10項 市条例第26条第11項 解釈通知第3の1の4(17)⑨ 市条例第26条第12項 解釈通知第3の1の4(17)⑩ 市条例第26条第13項 解釈通知第3の1の4(17)⑪及び⑫ 市条例第27条	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 21 緊急時等の対応 (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者は、現に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 (2) (1) の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が看護職員である場合にあつては、必要に応じて臨時応急の手当てを行っているか。 22 管理者等の責務 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者に第4の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (3) 計画作成責任者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行っているか。 23 運営規程 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域	市条例第28条 解釈通知第3の1の4(18) 市条例第29条第1項 解釈通知第3の1の4(19) 市条例第30条第1項 解釈通知第3の1の4(20) 市条例第30条第2項 解釈通知第3の1の4(20) 市条例第30条第3項 解釈通知第3の1の4(20) 市条例第31条 解釈通知第3の1の4(21)	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑨ その他の運営に関する重要事項 24 勤務体制の確保等 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対し適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供できるよう、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者によって指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しているか。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、適切に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所（以下「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 (3) (2) 本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 25 業務継続計画の策定等	市条例第 32 条第 1 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(22)① 市条例第 32 条第 2 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(22)②及び③ 市条例第 32 条第 3 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(22)④ 市条例第 32 条第 4 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(22)⑤ 市条例第 32 条第 5 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(22)⑥	B 又は C C B 又は C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評価 区分
	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	市条例第32条の2第1項 解釈通知第3の1の4(23)①及び② 市条例第32条の2第2項 解釈通知第3の1の4(23)①、③及び④ 市条例第32条の2第3項 解釈通知第3の1の4(23)①	C C B又はC
	26 衛生管理等 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。	市条例第33条第1項 解釈通知第3の1の4(24)① 市条例第33条第2項 解釈通知第3の1の4(24)① 市条例第33条第3項 解釈通知第3の1の4(24)②	B又はC B又はC C
	27 掲示 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務	市条例第34条第1項 解釈通知第3の1の4(25)①	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定による掲示に代えることができる。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 28 秘密保持等 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、サービス担当会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 29 広告 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。 30 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 31 苦情処理	市条例第34条第2項 解釈通知第3の1の4(25)② 市条例第34条第32項 市条例第35条第1項 解釈通知第3の1の4(26)① 市条例第35条第2項 解釈通知第3の1の4(26)② 市条例第35条第3項 解釈通知第3の1の4(26)③ 市条例第36条 市条例第37条 解釈通知第3の1の4(27)	C C C C B又はC C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、市からの求めがあった場合には、(3)項の改善の内容を市に報告しているか。 (5) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	市条例第38条第1項 解釈通知第3の1の4(28)① 市条例第38条第2項 解釈通知第3の1の4(28)② 市条例第38条第3項 解釈通知第3の1の4(28)③ 市条例第38条第4項 解釈通知第3の1の4(28)③ 市条例第38条第5項 市条例第38条第6項	B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC B又はC
	32 地域との連携等 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等の報告をし、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。	市条例第39条第1項 解釈通知第3の1の4(29)①及び②	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めているか。 (4) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由があるときを除き、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行っているか。	市条例第39条第2項 解釈通知第3の1の4(29)③ 市条例第39条第3項 解釈通知第3の1の4(29)④ 市条例第39条第4項 解釈通知第3の1の4(29)⑤	B又はC B B又はC
	33 事故発生時の対応 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。 (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	市条例第40条第1項 解釈通知第3の1の4(30) 市条例第40条第2項 解釈通知第3の1の4(30) 市条例第40条第3項	B又はC B又はC B又はC
	34 虐待の防止 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 ④ ①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	市条例第40条の2 解釈通知第3の1の4(31)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	35 会計の区分 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	市条例第 41 条 解釈通知第 3 の 1 の 4(32)	B 又は C
	36 記録の整備 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ② 市条例第 20 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 市条例第 25 条第 2 項に規定する主治の医師による指示の文書 ④ 市条例第 26 条第 11 項に規定する訪問看護報告書 ⑤ 市条例第 24 条第 9 号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ⑥ 市条例第 28 条の規定による市への通知に係る記録 ⑦ 市条例第 38 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録 ⑧ 市条例第 40 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	市条例第 42 条第 1 項 市条例第 42 条第 2 項 解釈通知第 3 の 1 の 4(33)	B 又は C B 又は C
	第 5 変更の届出等 1 変更の届出等 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第 78 条の 5 第 1 項 法第 75 条第 2 項	B 又は C B 又は C
	第 6 介護給付費の算定及び取扱い 1 基本的事項 (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、報酬告示の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。	法第 42 条の 2 第 2 項第 3 号 報酬告示の一	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に定める1単位の単価に、(1)の別表に定める単位数を乗じて算定しているか。 (3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。 2 訪問看護サービスを行わない利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間のみ行うものを除く。第6の2及び3において同じ。)を行った場合(訪問看護サービスを行った場合を除く。)に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。 3 訪問看護サービス利用者に係る定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (I) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者を除く。)に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合(訪問看護サービスを行った場合に限る。)に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、准看護師が訪問看護サービスを行った場合は、所定単位数の100分の98に相当する単位数を算定する。 【厚生労働大臣が定める疾病等】 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。))をいう。)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (II)	報酬告示の二 報酬告示の三 報酬告示別表1の注1 留意事項第2の2(1) 報酬告示別表1の注2 留意事項第2の2(1)及び(3) 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」三十二	C C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従事者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に限る。）を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、1月につきそれぞれ所定単位数を算定しているか。	報酬告示別表1の注3 留意事項第2の2(1)	C
	5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（夜間のみに行うものに限る。）を行った場合に、（1）から（4）の区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 （1）基本夜間訪問サービス費 利用者に対して、オペレーター（市条例第6条第1項第1号に規定するオペレーターをいう。以下本項において同じ。）に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備しているか。 （2）定期巡回サービス費 利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等（市条例第5条第1号に規定する訪問介護員等をいう。以下本項において同じ。）が、定期巡回サービス（同号に規定する定期巡回サービスをいう。以下本項において同じ。）を行っているか。 （3）随時訪問サービス費（Ⅰ） 利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス（市条例第5条第3号に規定する随時訪問サービスをいう。以下本項において同じ。）を行っているか。 （4）随時訪問サービス費（Ⅱ） ①から④のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行っているか。 ① 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合。 ④ その他利用者の状況等から判断して、①から③までのいずれかに準ずると認められる場合	報酬告示別表1の注4 留意事項第2の2(4)	C
	6 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】	報酬告示別表1の注5 留意事項第2の2(5)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	次に掲げる措置を講じること ① 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 7 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか 【厚生労働大臣が定める基準】 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この項において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 8 通所系サービスを利用した場合の取扱い 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護又は認知症対応型通所介護（以下「通所介護等」という。）を受けている利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第6の5の所定単位数を算定する場合を除く。）を行った場合は、通所介護等を利用した日数に、1日当たり次に掲げる単位数を乗じて得た単位数を所定単位数から減算しているか。 ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1）又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅱ）の所定単位数を算定する場合 (1) 要介護1 62単位 (2) 要介護2 111単位 (3) 要介護3 184単位 (4) 要介護4 233単位 (5) 要介護5 281単位 ② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（2）の所定単位数を算定する場合 (1) 要介護1 91単位 (2) 要介護2 141単位	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十四の六 報酬告示別表1の注6 留意事項第2の2(6) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十四の七 報酬告示別表1の注7 留意事項第2の2(2)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	(3) 要介護3 216 単位 (4) 要介護4 266 単位 (5) 要介護5 322 単位 9 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する取扱い 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、第6の2、3又は4については1月につき600単位を所定単位数から減算し、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、第6の2、3又は4については1月につき900単位を所定単位数から減算し、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。 10 特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算 別に厚生労働大臣が定める地域する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算として、第6の2、3又は4については1月につき、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。 11 中山間地域等の地域における1月当たりの実利用者数が少数である場合の加算 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（その一部として使用される事業所が当該地域に所在しない場合は、当該事業所を除く。）又はその一部として使用される事務所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、第6の2、3又は4については1月につき、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	報酬告示別表1の注8 留意事項第2の2(7) 報酬告示別表1の注9 留意事項第2の2(8) 平成24年厚生労働省告示第120号「厚生労働大臣が定める地域」 報酬告示別表1の注10 留意事項第2の2(9) 平成21年厚生労働省告示第83号「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」一	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	12 中山間地域等の地域に居住する利用者に対して通常の事業の実施地域を越えて指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合の加算 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、第6の2、3又は4については1月につき、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算するしているか。 13 緊急時訪問看護加算 第6の3について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を除く。以下「一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。)が、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合(訪問看護サービスを行う場合に限る。)には、緊急時訪問看護加算として、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 325 単位 ② 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 315 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 (1) 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること ① 利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること。 ② 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 (2) 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) (1) ①に該当するものであること。 14 特別管理加算 第6の3について、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。以下同じ。)に対して、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて、特別管理加算として、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。た	報酬告示別表1の注11 留意事項第2の2(10)) 平成21年厚生労働省告示第83号「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」二 報酬告示別表1の注12 留意事項第2の2(11) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十四の八 報酬告示別表1の注13 留意事項第2の2(12)	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 特別管理加算（Ⅰ） 500 単位 ② 特別管理加算（Ⅱ） 250 単位 【厚生労働大臣が定める状態】 次のいずれかに該当する状態 イ 医科点数表に掲げる在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ロ 医科点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ 人工肛門又は人口膀胱を設置している状態 ニ 真皮を越える褥瘡の状態 ホ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態 【厚生労働大臣が定める区分】 ① 特別管理加算（Ⅰ） 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のイに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合 ② 特別管理加算（Ⅱ） 特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態のロ、ハ、ニ又はホに規定する状態にある者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合 15 ターミナルケア加算 第 6 の 3 について、在宅で死亡した利用者について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日(死亡日及び死亡日前 14 日以内に当該利用者(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に訪問看護を行っている場合にあっては、1 日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)は、ターミナルケア加算として、当該利用者の死亡月につき 2,500 単位を所定単位数に加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】	平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」の三十三 平成 27 年厚生労働省告示第 94 号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」三十四 報酬告示別表 1 の注 14 留意事項第 2 の 2(13)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	イ ターミナルケアを受ける利用者について 24 時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて、訪問看護を行うことができる体制を整備していること。 ロ 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について利用者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行っていること。 ハ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。 【厚生労働大臣が定める状態】 次のいずれかに該当する状態 イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 ロ 急性憎悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態 16 主治の医師の特別な指示があった場合の取扱い 第6の3について、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護サービスを利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日から14日間に限って、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅰ）（1）に掲げる所定単位数を算定しているか。 17 短期入所系サービスを利用した場合の取扱い 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は、算定していないか。 18 初期加算	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十五 平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」三十五 報酬告示別表1の注15 留意事項第2の2(14) 報酬告示別表1の注16 留意事項第2の2(2)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	第6の2、3及び4について、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を再び開始した場合も、同様とする。 19 退院時共同指導加算 第6の3について、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導（当該者又はその看護に当たっている者に対して、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治の医師その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供することをいう。以下同じ。）を行った後、当該者の退院又は退所後に当該者に対する初回の訪問看護サービスを行った場合に、退院時共同指導加算として、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者については2回）に限り、所定単位数を算定しているか。 20 総合マネジメント体制強化加算 第6の2、3及び4について、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200 単位 ② 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。 ① 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の見直しを行っていること。 ② 地域の病院、診療所、介護老人保健施設その他の関係施設に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が提供することのできる指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的な内容に関する情報提供を行っていること。 ③ 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること。 ④ 地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること。	報酬告示別表1の二注 報酬告示別表1のホ注 留意事項第2の2(15) 報酬告示別表1のへ注 留意事項第2の2(16) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十六	C C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	⑤ 次のいずれかに適合すること。 (一) 障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。 (二) 地域住民等、他の指定居宅サービス事業者が当該事業を行う事業所、他の指定地域密着型サービス事業者が当該事業を行う事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。 (三) 市が実施する法第115条の45第1項第二号に掲げる事業や同条第2項第四号に掲げる事業等に参加していること。 (四) 地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること。 ロ 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) イ①及び②に適合すること。 21 生活機能向上連携加算 ① 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 ② 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)について、計画作成責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、当該定期巡回随時対応型訪問介護看護計画に基づく指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(第6の2、3又は4の所定単位数を算定している場合に限る(1)及び(2)において同じ。)を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算しているか。 (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に計画作成責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づく当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行ったときは、初回の当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、①を算定している場合は、算定しない。	報酬告示別表1のト注 留意事項第2の2(17)	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	22 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、第6の2、3又は4については、1月につき、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 第6の2、3又は4を算定している場合 ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 90 単位 ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 120 単位 (2) 第6の5を算定している場合 ① 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3 単位 ② 認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ) 次のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下この号において「対象者」という。）の占める割合が2分の1以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。 (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が100分の20以上であること。 (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (4) 当該事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 【厚生労働大臣が定める者】	報酬告示別表1のチ注 留意事項第2の2(18) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」三の四	C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	イ 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 ロ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 日常生活に支障を来たすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 23 口腔連携強化加算 第6の2、3及び4について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科点数表のC000 歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ 次のいずれにも該当しないこと。 (1) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 (2) 当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する日を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 (3) 当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していること。 24 サービス提供体制強化加算 厚生労働大臣が定めた基準に適合しているものとして市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、第6の2、3又は4については1月につき、第6の5については定期巡回サービス又は随時訪問サービスを行った際に1回につき、次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 第6の2、3又は4を算定している場合	平成27年厚生労働省告示第94号「厚生労働大臣が定める者」三の二 報酬告示別表1のり注留意事項第2の2(19) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十六の二 報酬告示別表1の又注留意事項第2の2(20)	C C

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令	評 価 区 分
	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 750 単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 640 単位 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350 単位 (2) 第6の5を算定している場合 ① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位 ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 18 単位 ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 6 単位 【厚生労働大臣が定める基準】 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次のいずれにも該当すること。 ① 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の全ての定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報や留意事項の伝達又は当該事業所の従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ 当該事業所の全ての従業者に対し、健康診断等を定期的を実施すること。 ④ 以下のいずれかに適合すること。 a 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること。 b 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次いずれにも適合すること。 ① イ①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ② 当該事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上であること。 ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次のいずれにも適合すること。 ① イ①から③までに掲げる基準のいずれにも適合すること ② 以下のいずれかに適合すること。 a 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上であること b 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること	平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十七	

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令	評 価 区 分
	c 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること 25 介護職員等処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が、利用者に対し、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数 ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数 ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数 ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 第6の2から24までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数	報酬告示別表1のル注 留意事項第2の2(21) 平成27年厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」四十八	C